

令和元年度

---

# 学校安全計画

---

都留市立禾生第二小学校

都留市小形山753番地  
電話番号43-8005

## 1. 目的

学校保健安全法第27条に基づき、学校における児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施する。

## 2. 防災対策組織及び設備責任者

### (1) 防災対策組織

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           防災対策本部            &lt;総監督&gt;            校長         </div>	班	担 当
	<情報連絡> 教 頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集地域防災組織との連絡</li> <li>○警戒宣言の伝達、避難命令の伝達</li> <li>○各関係機関との通報連絡</li> <li>○火災・地震情報の収集伝達</li> </ul>
	<避難誘導> 各担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の確認</li> <li>○避難通路場所の点検</li> <li>○避難訓練の実施、児童の避難誘導</li> </ul>
	<警 備> 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災発生場所の点検、地震による校舎破損箇所・安全箇所の点検</li> <li>○各教室の巡視点検</li> <li>○危険物の調査、防備対策</li> </ul>
	<搬出管理> 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要物品の管理保管 (持ち出し物品の点検)</li> <li>○搬出保管</li> </ul>
	<救 護> 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護技術訓練、救護用具の整備</li> <li>○医療機関への協力要請</li> <li>○負傷者の救護活動</li> </ul>
	<消 火> (高学年担任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災設備の整備と防火活動</li> <li>○防火訓練</li> <li>○防火用具の点検整備</li> </ul>

### (2) 設備管理責任者

分 担	責 任 者	内 容
警 報 設 備	教 頭	火災報知器 放送施設 情報伝達用機器
火 災 施 設	教務主任 家庭科担当	ストーブと石油保管 調理室のガス設備
消 火 設 備	教頭、教務	消火器 消火栓
電 気 設 備	教務主任	分電盤 監視盤 許容電流と定格値
応 急 用 具	養護教諭	保安設備 器具 防災用具 応急薬品
建物と周辺	教 頭	校舎内外の危険箇所と明示標識

### 3. 校内の安全点検及び通学路の危険箇所点検

#### (1) 校内の安全点検

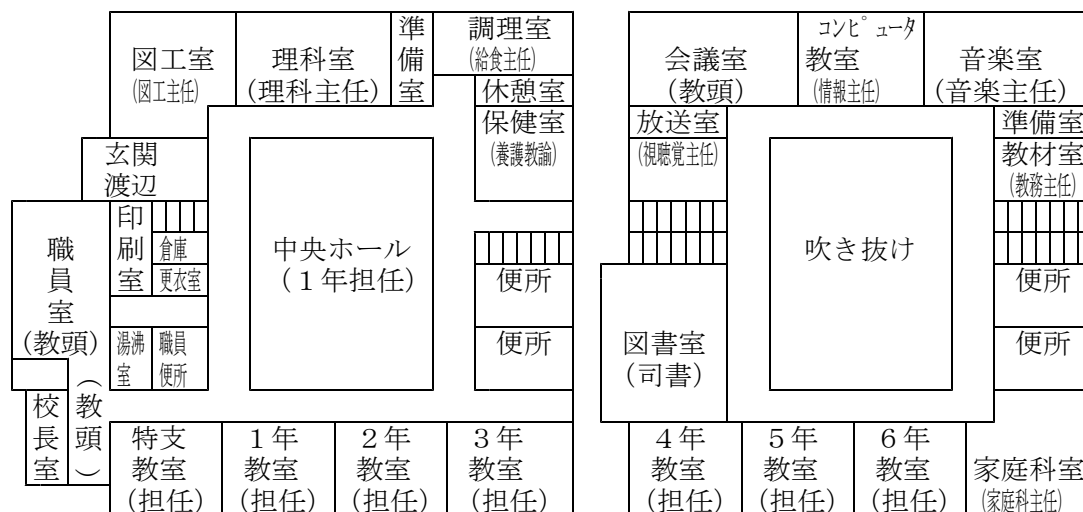
○安全点検は、毎月の第1月曜日に行う。

校内安全点検・分担一覧表		禾生第二小学校	
場 所	担 当 者	場 所	担 当 者
特別支援教室・テラス	担 任	ホール	1年担任
1年教室・テラス	〃	職員室	教 頭
2年教室・テラス・外手洗い	〃	更衣室（男性）・倉庫	事 務
3年教室・テラス	〃	更衣室（女性）	学校司書
4年教室・ベランダ	〃	湯沸かし室	業 務 員
5年教室・ベランダ	〃	校長室	教 頭
6年教室・ベランダ	〃	1階廊下	教務主任
理科室	理科主任	2階廊下	教務主任
図工室	図工主任	1階便所	6年担任
家庭科室	家庭科主任	2階便所	6年担任
音楽室	音楽主任	職員便所（男性・女性）	（男性：業務員・女性：司書）
教材室	教務主任	職員玄関	業 務 員
会議室	教 頭	児童玄関	教 頭
図書室	学校司書	体育館側階段（東）・体育館渡り	4年担任
パソコン室	情報主任	職員室側階段（西）	特別支援担任
放送室	視聴覚主任	保健室前手洗い場	養護教諭
給食室（配膳室）	給食主任	1階東手洗い場	養護教諭
保健室	養護教諭	1階西手洗い場	養護教諭
体育館	体育主任	2階東手洗い場	6年担任
グラウンド	体育主任	2階西手洗い場	4年担任
プール	体育主任	児童玄関横・手洗い場	教 頭
		階段下倉庫	事 務
		印刷室	事 務

◎平面図

< 1階 >

< 2階 >



#### (2) 通学路の危険箇所点検

- ①第1回の集団下校時に、地区担当職員が児童に付き添い、下校指導をしながら危険箇所点検を行い、以後の登下校指導に生かす。
- ②一学期中に、保護者に各地区の危険箇所を報告してもらい、それをもとに夏季休業中に、地区担当職員とPTA地区支部長で通学路点検を行い、2学期からの登下校指導に生かす。
- ③学校だけで対応できない事は、義務教育振興集会などを通じて、要望事項として市へ働きかけていく。  
※地区担当職員は、集団登校の提案による。

#### 4. 交通安全教室及び避難訓練・防犯訓練

##### (1)ねらい

- ① 交通事故や災害、不審者など、身の回りに潜む危険に対して正しい知識を得させる。
- ② 児童に、交通事故や災害、不審者などから身を守るための基本的な行動様式を理解させる。
- ③ 交通安全教室や防災避難訓練・防犯訓練を通して、自らの命は自ら守る危機管理意識と能力を高める。

##### (2)内 容

- ・情報の受理収集、確認、伝達、報告及び広報活動
- ・防災組織の編成と活動
- ・避難誘導
- ・火気の安全管理等災害発生防止装置
- ・初期消火活動
- ・負傷者の救出応急救護
- ・集団登下校及び保護者の引き渡し方
- ・学校が避難地であり、避難施設に指定されているので、その受け入れ態勢、秩序ある避難や避難生活のための訓練
- ・P T A、地区自主防災組織との合同訓練により、児童の引き渡しや避難誘導訓練についての対応に備える。

##### (3)年間計画

期 日	実践内容
4/上旬 /9	春の交通安全指導 交通安全教室（1・2年生・さちかぜ号） 交通安全（自転車の乗り方）教室（3～4年生・大月警察署）
5/21	職員防犯訓練（不審者侵入時）
6/12 28	児童防犯訓練（不審者侵入時・登下校時） ※防災引渡訓練（防災上基本指導と実践、注意情報発令時の避難、防災組織の編成）
8/27	防災避難訓練（地震発生時）
9/25~9/30	秋の交通安全指導
11/19	防災避難訓練（火災発生時） 消火訓練
各学期	予告なし防災避難訓練を学期1回程度行う。

#### 5. 学校安全に関する研修計画・組織的活動計画

4 月	・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修
5 月	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修
6 月	・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修（緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検） ・心肺蘇生法(AED)研修（P T A含む）
7・8 月	・地域パトロール
9 月	・職員の地域防災訓練参加 ・防災に関する研修（訓練時）
1 1 月	・防災に関する研修（訓練時）
1 2 月	・年末年始の防犯・交通安全運動の啓発
1 月	・地域パトロール
2 月	・学校保健委員会（P T A 理事会の中で）
3 月	・校内事故発生状況と安全措置に関する研修（学校評価を踏まえて）

## 6. 避難の方法

### (1) 避難順序

- ① 警報聴取(放送聴取)→授業中止→状況聴取・避難通報→持ち物処理(指導)→誘導→人員確認(負傷者の有無)
- ② 地区別班編成(人員確認)→集団下校時

### (2) 避難経路(別紙参照)

- ① 通常の場合(1～6年まで)  
各教室より避難場所に避難
- ② 緊急の場合(非常事態発生時は経路変更もある)  
特に、地震発生時は揺れがおさまるまでは机の下に避難し、揺れがおさまった時点で、本部の指示またはその場の判断により屋外に避難する。(余震に警戒する)
- ③ 避難の合図  
・放送で状況を伝達する。(放送が不可能な場合は、声で連絡する)  
・避難命令を出す。
- ④ 安全確認と避難場所  
・大規模地震の場合、本校敷地が造成地であることから、川側への土砂崩落・地割れ等に注意し、ビオトープ側へ避難する。さらに危険な時は、南上部の丘の上、場合によっては稲村神社(尾県郷土資料館)まで避難する。

### ⑤ 避難の要領

#### ア. 火災発生時

- ・学級担任は、人員を確認する。(ストーブ使用時は、必ず消火する)
- ・病気やけがなど身体不自由者には、付き添い児童を指定する。
- ・カーテンは隅にまとめ、窓を閉め、出入り口を開ける。
- ・無駄口をしないよう注意し、学用品を持たせ、廊下に整列させる。
- ・担任の指示により避難経路にしたがって避難する。
- ・あわてたり、騒いだりしないようにする。

#### イ. 地震発生時

##### a 普通教室にいる時

- ・教師の指示に従う。(教師がいない場合は、放送に従う。)
- ・机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
- ・座布団で頭を覆う。
- ・安全な場所に集まり、座る。
- ・窓側から離れる。
- ・出入り口を開ける。
- ・けが人がいないか調べる。
- ・揺れが収まったら速やかに避難する。

##### b 特別教室にいる時

- ・理科の実験や家庭科の実習で火を使用している時は、速やかに火を消す。
- ・動力や電気器具を使用している時は、電源を切る。
- ・ガスを使用している時は、速やかに栓を閉める。
- ・教師の指示により中央に集まり頭を守って座る。(机の下にもぐれる時はもぐる)
- ・揺れが収まったら速やかに避難する。
- ・上記以外は、普通教室にいる時に準じる。

##### c ホール、廊下にいる時

- ・教師の指示に従う。
- ・教師が居ないときは、本棚やロッカー、窓ガラスから離れ、頭を守って座り、揺れが収まるのを待つ。
- ・揺れが収まったら速やかに避難する。

##### d トイレにいる時

- ・用便を素早く終える。
- ・教師が居ないときは、ロッカーや窓ガラスから離れ、頭を守って座り、揺れが収まるのを待つ。
- ・揺れが収まったら速やかに避難する。

##### e 校庭にいる時

- ・校舎や遊具から早く離れ、座って揺れが収まるのを待つ。
- ・揺れが収まったら、校庭のビオトープ側に集まって座る。
- ・上記以外は、普通教室にいる時に準じる。

##### f 体育館にいる時

- ・真ん中に集まって座る。(電灯・天井の落下物に注意する)
- ・身近にある物で頭を覆う。
- ・揺れが収まったら速やかに教師の指示で避難する。

g 休み時間、放課後の時

- ・教室、校舎、体育館にいる時は、上記要領に従う。
- ・校舎近くにいる時は、急いでそこから離れ、座って揺れが収まるのを待つ。

h 登下校の時

- ・ブロック塀、石垣など、倒れやすい物から急いで離れる。
- ・屋根瓦などが落ちてくるのでカバンなどで覆う。
- ・橋の上にいる時は、急いで近い方へ渡る。
- ・切れた電線などには決して触れない。
- ・交通機関利用の場合は、その場の指導者(乗務員など)の指示に従う。
- ・揺れが収まったら**自宅・学校・避難場所の近いところへ避難**する。

i 旅行、遠足等の時

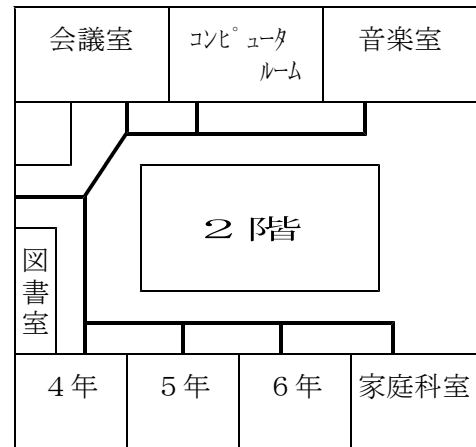
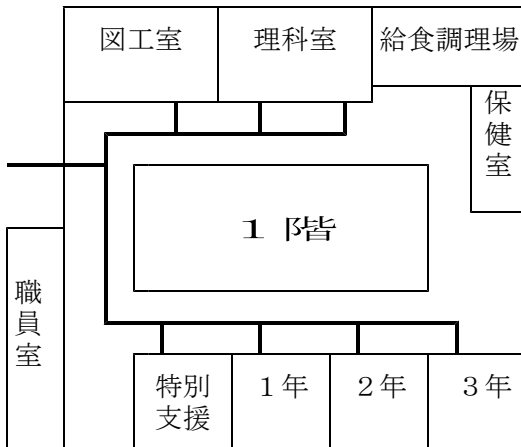
- ・引率教師の指示に従う。(事前に危険個所・避難場所を把握しておく)
- ・山の時には、山崩れ、土石流に注意し、速やかに危険箇所から離れる。
- ・特に、海辺の場合は津波に注意し、危険予想地域の場合は、速やかに避難する。

j 安否確認

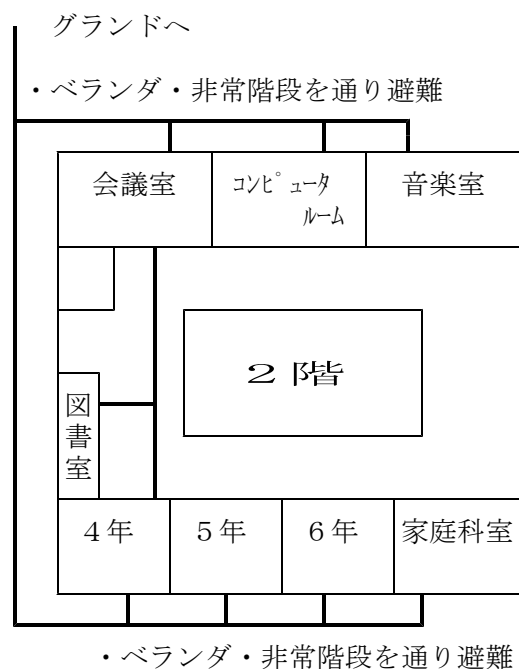
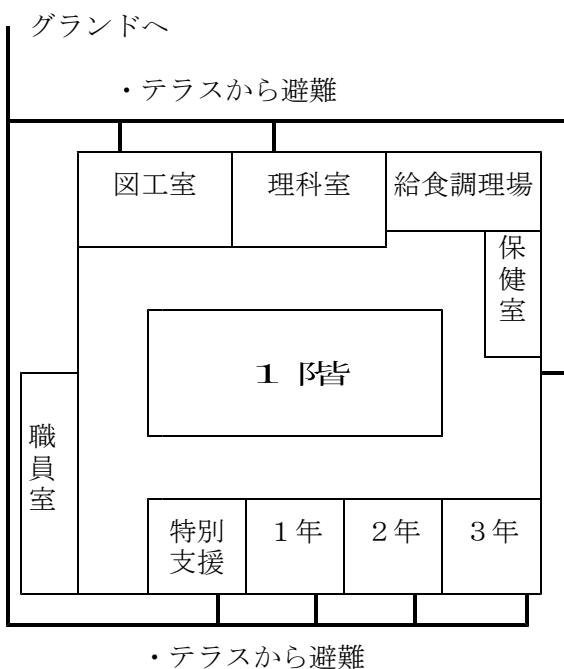
- ・上記どの場合においても、児童の安否確認を最優先し保護者に確実に引き渡すものとする。
- ・状況に応じて、通学路の安全点検、避難場所の確認を行う。

## 避難経路

### 1. 通常経路



### 2. 緊急避難経路



※大地震の場合、非常階段崩落の危険もありうるので、その場で安全な方を判断し避難を行うものとする。